

一般財団法人葛飾区サッカー協会規約

■第1章 名称及び所在地

[名称]

第1条 本協会は、一般財団法人葛飾区サッカー協会と称する。(以下、「協会」という。)

[事務所及び所在地]

第2条 本協会は、事務所を東京都葛飾区青戸3-31-4磯太郎ビル2階ビズコンフォート内に置く。

■第2章 理念と目的及び事業

[理 念]

第3条 本協会は、地域貢献・地域活性化を第一義として活動する。

[目 的]

第4条 本協会は、葛飾区内におけるサッカー競技団体(以下、「競技団体」という。)を統合し、サッカー及びフットサルの普及、技術の向上及び周辺団体との親睦を図り、併せてサッカー及びフットサルの発展普及に寄与することを目的とする。

[事 業]

第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 区内におけるサッカー大会の主催及び後援をすること。
- (2) サッカーに関する他の機関に参加し、その施策に協力すること。
- (3) サッカーの普及発展並びに技術向上に関する指導・研究を図ること。
- (4) その他本協会の目的達成のため必要な事業を行う。

第6条 協賛会員・パートナー契約

本協会の活動趣旨を理解し、物心両面において本協会を支援くださる方および団体との契約形態を以下の通りとする。

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| (オフィシャルパートナー契約) | : 契約趣旨に則った金銭契約 |
| (メインパートナー契約) | : 契約趣旨に則った金銭契約 |
| 協賛会員 | : 年間1口 5,000 円からの金銭協賛もしくは物品協賛、使役協賛等 |

■第3章 会員

第7条 本協会は、所定の加盟申請及び登録手続きを行い協会に登録費を収めた会員で構成される。

- (1) 本協会に登録したサッカー競技団体に所属する者。
- (2) 本協会の運営方針に賛同いただける方。

(3) 本協会の第2章 第2条[理念]、第3条[目的]、及び第4条[事業]に賛同いただける方。

[団体の加盟登録手続き]

第8条 団体の加盟登録

競技団体は、本協会各部会の加盟登録手続きを行い、審査を受けて承認を得ること。

また、承認を得た競技団体は、代表者及び連絡員の氏名、住所及び連絡先等を登録し、協会加盟料、協会チーム登録費、チーム所属の協会個人登録費を支払うこと。

■第4章 機関及び会議

[機 関]

第8条 本協会は、本部役員会、本部事務局・事業部、競技運営統括委員会、施設管理委員会、審判委員会及び技術委員会を置く。また、競技運営統括委員会に少年少女部、中等部、一般部、壮年部、フットサル部及び女子部を置く。一般財団法人法に基づき評議員3名、監事1名、理事複数名を置く。

[会 議]

第9条 本協会は、次の会議をおく。

- (1) 一般法人法に基づく評議会及び監事
- (2) 本部理事会及び協会本部役員会議
- (3) 委員会
- (4) 部会

■第5章 本部理事会

[理事会]

第10条 本部理事会(以下、「理事会」という。)は、理事長をもって構成し、本部理事は、会長及び理事長の推薦、若しくは本部理事三名以上の推薦を経て、本部理事にて過半数の承認を得て選出する。

理事会は、理事長が随時招集する。但し、本部理事の三分の一が付議事項を明記し、請求したときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

[理事会の議決事項]

第11条 理事会は、本協会の執行機関となり、この規約に別に定めるものの他、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 収支決算案、事業報告、収支決算案及び事業計画案の策定または変更
- (2) 協会規約、細則の制定、変更または廃止
- (3) 役員の役職及び担当の決定、並びに交代と追加の決定
- (4) 委員会及び部の設置または廃止
- (5) 専門の知識を有するものの活用等に関する事項
- (6) 各部の収支決算案、事業報告案、収支決算案、事業計画案の承認
- (7) 各部の規約・細則の承認
- (8) 各部の部長の承認

(9) 各委員会の委員長の選出

第6章 役員

[役員]

第12条 本部理事会に、下記の役員をおく。

- | | |
|----------|-------------|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 若干名 |
| ③ 理事長 | 1名(法人本部理事) |
| ④ 副理事長 | 若干名(法人本部理事) |
| ⑤ 事務局長 | 1名(法人本部理事) |
| ⑥ 副事務局長 | 若干名(法人本部理事) |
| ⑦ 専務理事 | 若干名(法人本部理事) |
| ⑧ 常務理事 | 若干名(法人本部理事) |
| ⑨ 本部理事 | 若干名(法人本部理事) |
| ⑩ 監事 | 1名 |
| ⑪ 評議員 | 3名 |
| ⑫ 顧問・相談役 | 1名 |
| ⑬ 事業部相談役 | 1名 |
| ⑭ 会計 | 1名 |

[役員を選出]

第13条 役員を選出については下記のとおりとする。

- ① 理事の役職は、評議会が選任する。
- ② 会長及び副会長は、理事会において推挙し、理事長が奉載する。
- ③ 理事長は、本部理事の互戦により決定し、会長がこれを委嘱する。
- ④ 顧問、相談役、会計は理事会にて推薦し、会長が委嘱する。
- ⑤ 行政機関、スポーツ協会及びその他外部関係団体からの要請のある行事への協力にあたり、理事会協力員を各部会において若干名推薦し、理事長が委嘱する。
- ⑥ 監事を置き資金が適正に運営しているか確認する。

[役員任期]

第14条 役員任期は、理事は2年とする。再選は妨げず、任期満了するも後任決定までは、その職務を全うする。評議員及び監事は選任4年以内とする。

役員欠員または事故あるときは、その補充は、理事会で決定し、補充役員の任期は、前任者の在任期間とする。

[役員任務]

第15条

① 会長	協会を代表する
② 副会長	会長の補佐、会長の代行等
③ 理事長	本協会を代表し、本部理事の統轄等
④ 副理事長	理事長の補佐、理事長の代行等
⑤ 事務局長	協会事業業務の統轄
⑥ 副事務局長	事務局長の補佐、事務局長の代行等
⑦ 常務理事	本協会業務の管理、監督
⑧ 本部理事	本協会の業務執行及び決議等
⑨ 監事	本協会業務や会計の監督
⑩ 評議員	本協会業務の監督 理事の選任
⑪ 顧問相談役	本協会業務への助言等
⑫ 事業部相談役	本協会事業への助言等
⑬ 会計	本協会の収支管理
⑭ 監事	本協会の収支状況の監査

■第7章 委員会

[委員会]

第16条 委員会は競技運営統括委員会、施設管理委員会、技術委員会、審判委員会で構成する。

各委員は、理事会が選出した委員及び各部から選出された委員で構成する。

各委員会の委員長は、理事会において各委員から推薦し、理事長が委嘱する。

■第8章 懲 戒

[懲 戒]

第17条 懲戒は下記のとおりとする。

懲戒に該当するかどうかの判断するために、役員で構成された規律委員会を招集することができる。

規律委員会の決定のもとに理事会にて裁定し、理事長名にて執行する。また、生じた問題が法的に処理（法的手続き）すべきと判断した場合は、弁護士及び専門的アドバイザーに委任することができる。

- 1) 戒告
- 2) 解任
- 3) 権利停止
- 4) 除名

■第9章 表 彰

[表 彰]

第18条 次の各号に該当する個人名または競技団体に対して表彰を行うことができる。

本表彰執行には理事会の承認を経て、会長名にて行う。

本表彰式に賞状及び記念品を添えることがある。但し、総じて理事会にて決定するものとする。

- 1) 永年勤続者(5年、10年、15年、20年、30年)
- 2) 成績優秀な競技団体及び個人(社会での範となる善行行為により、スポーツの名を高めた場合など)

- 3) その他(理事会で承認された場合)

第10章 会 計

[会計年度]

第 19 条 協会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄とする。

予算が決定するまでは前期予算を踏襲する。

[協会の経費]

第 20 条 協会の経費は次の収入をもって充てる。

- 1) 協会加盟料 新規チーム加盟費(2 万円／競技団体)
- 2) 登録費 競技団体登録費、個人登録費
- 3) 賛助金
- 4) 事業収入
- 5) 補助金
- 6) 広告料
- 7) スポンサーシップ料
- 8) その他

[協会運営準備金]

第21 条 従来「基金」として扱ってきた金員を「本部運営準備金」として以下に規定する。

入会金(新規加盟登録費)は、本部運営準備金に算入する。

本協会は、本協会の行う事案・事業につき本部運営資金として本部運営準備金より借入をすることができる。当協会会長及び理事会が承認した事案・事業につき一定額を使用することができる。

基金が 2 期連続して 3,000,000 円を下回った場合は法に基付つき当協会を解散し、法人から任意団体に変更する。

第11章 細 則

[細 則]

第22 条 当規約に定めるもののほか、業務の運営上必要と思われるものについて理事会の承認を得て、理事長が細則に定めることができる。

第12章 附 則

[附 則]

第23 条 1)この規約は平成 31 年 4 月 6 日より施行する。

2)この規約の令和 7 年 2 月 11 日から一部改正し施行する。